

交野市議会議員選挙における選挙機材搬出入及び開票所設営・撤収業務にかかる質疑事項について

選挙管理委員会事務局

① 8月上旬の 第3給食センターから市役所別館3階への搬入ですが、私どもの物流センターでお荷物をお預かりする事は可能でしょうか？

➤8月上旬の第3給食センターから市役所別館3階への搬入については、搬入していただく市役所別館3階において、選挙物品の整理、点検及び各投票所への仕分け作業を本市の職員により行う必要があることから他の場所において保管していただくことはできません。

また、搬入日については平日にかかわらず土曜日又は日曜日をお願いすることがありますのでご了承ください。

② 9月8日（金）の投票所への搬入の際、各投票所毎に納品指定時間がありますか？  
また、当社で投票所責任者様と電話打合せ等はございますか？

➤選挙物品の搬入につきましては、指定時間が決められている投票所もあります。特に学校等につきましては搬入搬出作業が小中学生の登下校の時間にあたらないように配慮していただく必要があります。

また、搬入搬出にかかる打合せ等につきましては、直接投票所の責任者との打ち合わせではなく選管職員と契約業者様におけるご担当者様と随時行う予定となっています。

③ 9月9日（土）投票所不足物品の搬入・保管場所が市役所様の場合は、車両は市役所様で待機でしょうか？待機時間は何時～何時まででしょうか？

➤9月9日（土）の投票所不足物品の搬入等にかかる物品は市役所にて保管していますので車両につきましては、市役所での待機となります。待機時間につきましては、9時から概ね14時までとなります。

④ 一部を協力会社様と一緒に作業させて頂く事は可能ですか？

➤業務の全部及び大部分を再委託することはできません。ただし、一部の場合において、あらかじめ、書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

⑤ 第3給食センター様・市役所様・いきいきランド交野様へ輸送させて頂く際に車両規制は御座いますか？※4t車・2t車で輸送させて頂く計画をしております。

➤選挙物品を輸送していただく車両につきましては、2トン車でお願いします。物品の搬出入の際には市役所別館の入口付近で積み下ろしの作業をしていただくこととなりますが、周囲には他の公用車も駐車しており、投票所への搬入の際にも投票所によっては4トン車両が対応できない可能性があります。

なお、全体的な補足事項になりますが、投票所物品の指定場所への搬入及び搬出については、必ず本市の就業時間内（午前9時から午後5時30分）に完了すること。開票所の設営は、8人以上で行い、選挙期日の午前9時30分から開票所物品の搬入、床の保護、物品配置を行い、同日の午後12時までには完了させることとさせていただいておりますのでご注意ください。